

◆旅行地・滞在地での不在者投票◆

長期の出張や旅行などで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、11月8日(月)～13日(土)までです。投票用紙等の請求・送付に郵便を使いますので、お早めに手続きをしてください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考に、便せん等に記入して請求してください。

※請求書は、新宿区ホームページからも取り出せます。

※電子メールやファックスでの請求はできません。郵便で請求してください。

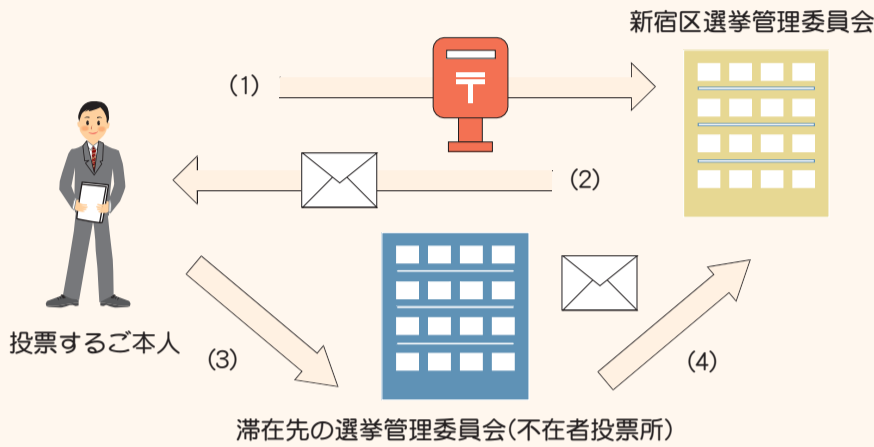
(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着次第、「投票用紙の送付先」に速達簡易書留で、投票用紙等をお送りします。

(3)滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる時間は、滞在先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙は滞在先の区市町村の選挙管理委員会から、新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙等の到着が投票日を過ぎると無効になります。お早めに投票してください。



〈記載例〉

投票用紙等請求書

私は平成22年11月14日執行の新宿区長選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成22年11月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、11月10日(木)までに不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは、区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳等の種類	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設へお問い合わせください。

新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

新宿区内の指定病院・施設

東京電力病院	特別養護老人ホーム 原町ホーム
慶應義塾大学病院	養護老人ホーム 聖母ホーム
大久保病院	特別養護老人ホーム 聖母ホーム
東京厚生年金病院	北山伏特別養護老人ホーム あかね苑
東京女子医科大学病院	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
社会保険中央総合病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿
目白病院	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
聖母病院	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
河井病院	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
東京医科大学病院	東京都心身障害者福祉センター
春山外科病院	障害者支援施設 新宿けやき園

選挙を知って、新宿区長選挙に行こう！ よしもと おもしろ選挙博



区民の皆さんに、選挙をもっと身近に感じていただけるよう、「楽しく面白く」をモットーに開催します。ぜひ、ご参加ください。

◆主な内容◆

ワークショップ

- ・選挙ポスターを創ろう！
- ・新宿未来予想図を描こう！
- ・芸人街頭演説

よしもと選挙塾

- ・専門家に聞く簡単選挙実例集
- ・笑って学べる選挙シュミレーション
- ・選挙投票式
- 若手芸人ネタバトル

【日時】11月6日(土)午前11時～午後4時

【会場】善國寺(毘沙門天、神楽坂5—36)

※車でのご来場はご遠慮ください。



【問合せ】区選挙管理委員会事務局 (〒160-8484歌舞伎町1-5-1第1分庁舎3階) ☎(5273) 3740へ。